令和２年３月 18 日
宮城県農政部農業振興課
（農業革新支援センター）
TEL：022-211-2837

農場における新型コロナウイルスの対策について

農林水産省より，新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン（下記 URL 参照）が示されました。農場で働く人（従業員）の安全確保や経営継続のためにも，対策を徹底してください。

○情報の収集と発信

正しい情報を収集し，全ての従業員に周知する。

・農林水産省，厚生労働省，都道府県，市町村等から情報を入手し，見やすい場所等に掲示しておく。

●農林水産省：新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
・農林水産省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html
・厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
・宮城県：新型コロナウイルス感染症関連情報
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/covid-19.html

○感染予防対策の徹底

適切な感染予防対策を行い，実施状況を常にチェックし，記録する。

・手洗い，マスク着用の徹底，従業員の体調確認をこまめに行う。
・サプライチェーンの関係者も含めて，来訪者の管理徹底と感染予防対策への協力依頼をする。
（例：来場者の感染防止対策の徹底協力や立入場所の制限を設ける）
・不要の外出や対面の会議を避ける。
・備蓄品（マスク，消毒用アルコール）の確保。

・作業者及び入場者の衛生管理については GAP の管理点として定められています。
【作業者及び入場者の健康状態の把握と対策】作業者や入場者が感染している場合，他の作業者への感染や風評被害の元となる可能性があります。作業者及び入場者の健康状態を把握し，体調の悪い人は自宅待機をしてもらう，入場を断るなど適切な対応が求められます。
【作業者及び入場者のルール】飛沫感染防止のためのマスクの着用依頼，農産物・施設等への不用意な接触防止，指定された箇所以外への立ち入りの禁止などの農場のルールの遵守について，入場者への徹底を図ってください。
※効果のある手洗い方法：もみ洗いとすすぎを２回繰り返す，アルコール消毒をする場合は必ず石鹸やハンドソープを用いての手洗い後にしっかり水分をふき取ってから行う等。
（一部引用：日本 GAP 協会　認証農場・審査員・指導員向けメルマガ）

○感染に対する事前対策の実施

農場での感染者の発生時における対応方針を決め，従業員と共有する。

・生産を停止させず，経営を継続するための方針を作成し，その方法や手段を検討する。

・休暇や休業補償などの労働雇用関係の確認。※必要に応じて社会保険労務士など専門家に相談する。

○事業への影響，経営状況の分析

新型コロナウイルスの流行により経営がどの程度影響を受けるか分析し，必要な運転資金を確保する方法を検討する。

・出荷先に今後の見通しなどを確認し，需要低下による出荷制限などが想定される場合には，別途出荷先を確保しておく等の対策を講じておく。

・財務諸表や経営計画の見直しを行い，売上減少や費用増加となった場合に必要となる運転資金等の試算を行う。

・金融機関や県，市町村等から融資制度等（例：農林漁業セーフティネット資金）の情報収集に努める。